



令和 4 年度長野県長野高等学校 部活動方針

令和 4 年 4 月

| | |
|----------------|---|
| <p>目標</p> | <p>運動部ならびに文化部の活動は、本校生徒会と共に、生徒による自主活動の一翼を担うものであり、その活動を通して生徒自身の運動技能の向上または文化的素養の発展を目的とし、校訓である「質実剛健」「和衷協同」「至誠一貫」の実現を目指す。</p> |
| <p>運営方針</p> | <p>部活動を生徒の多様な学びの場の一つとして積極的に活用し、教育的意義のある運営を行う。</p> <p>①休養日の設定 原則として、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下週末という）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。ただし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返るなど、柔軟に対応する（1～3 ヶ月以内の対応が望ましいが、最低でも年間の中で対応する）。</p> <p>②活動時間 1 日の活動時間(※1)は、平日及び学校の休業日（学期中の週末を含む）とともに、長くとも 3 時間程度とし、平日は、原則 1 9 時までの活動とする。ただし、大会や練習試合等で、基準とする 1 日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど工夫する。 ※1「活動時間」とは、運動部・文化部ともに県の方針で示されている通り</p> <p>③長期休業中の休養日・活動時間 原則として、上記の①・②に準じた扱いを行う。</p> <p>④各班の運営における留意点 1 人の顧問だけで運営を行うのではなく、複数の顧問で情報を共有しながら連携して行う。 目標に明記のある「生徒による自主活動」の趣旨に則り、生徒の主体性を育む場であることを念頭に行う。</p> |
| <p>指導体制の工夫</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・外部の人材、外部講師の活用 ・各種団体や社会体育等との連携 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各班の年間予定と活動時間について <p>上記運営方針の①～④に基づいて、各班の顧問は計画し、適宜情報を関係者へ提供する。</p> |